

# 松平伊賀守家のコレクション形成

## ——名物道具の移動を中心に——

### 論文要旨

上田藩主松平伊賀守家は、片輪車蒔絵螺鈿手箱（国宝）をはじめ多くの美術品を所蔵したことが知られる。しかしながら同家のコレクション形成は資料の不足から明確にされていない。

新たな資料として同家の茶の湯道具の蔵帳である『御手許御道具覚』（上田市立博物館蔵）に着目した。本蔵帳は、わずか七十八件しか記載がないものの国宝二件、重要文化財一件、重要美術品一件を含む。またこれらの道具の来歴を大別すると、將軍からの拝領品、江戸の材木商冬木屋上田家旧蔵品、土浦藩主土屋家旧蔵品となる。特に冬木屋本家旧蔵の中興名物の多くが伊賀守家に移動していた。これらの道具の入手は当然、当時の江戸の美術品をめぐる動向と深く関係しているため三代藩主松平忠順、四代藩主忠済に着目した。

本稿では『御手許御道具覚』を起点に、コレクション形成と、それにつながる伊賀守家当主と茶の湯文化の関係を明確にし、さらに近代における美術品移動についても論じた。

**キーワード**【松平伊賀守、冬木屋上田家、中興名物、川上不白、茶の湯文化】

## 宮武慶之

### はじめに

以前、筆者は正徳四（一七二四）年の銀座役人の闕所に際し、没収された家財や美術品が一旦は入札で落札されたものの、三件の作品についてはその後、二条城の蔵で保管された点に着目した。三件の作品とは片輪車蒔絵螺鈿手箱（図1。国宝。東京国立博物館蔵）、千歳蒔絵硯箱（図2。藤田美術館蔵）、若狭盆である。

片輪車蒔絵螺鈿手箱と千歳蒔絵硯箱は享保六（一七二二）年七月三日、江戸城において京都所司代であった信州上田藩初代藩主である松平忠周（二六六一―一七二八）が、八代將軍徳川吉宗（二六八四―一七五二）から内々に拝領していた。また五代將軍徳川綱吉（二六四六―一七〇九）から拝領した文琳茶入銘「白玉」（図3。重要美術品。根津美術館蔵）や天皇家、宮家からの拝領品を明確にし、

手箱と硯箱の拝領の意義について論じた。<sup>(1)</sup>

そもそも正徳四年の闕所で没収された作品と松平家の関係に着目した理由は、松平家の所蔵した掛物、茶入、茶碗などの茶の湯道具の蔵帳である『御手許御道具覚』(上田市立博物館蔵)を確認できたことによる。同書には一瞥しただけでも今日、美術史や茶の湯文化史で高く評価される作品が多く所載されており、わずか七八件しか記載がないものの、片輪車蒔絵螺鈿手箱や李安忠「鶉図」(図4。国宝。根津美術館蔵)の国宝二件、文琳茶入銘「白玉」の重要美術品一件を含む。またこれらの作品は先述の天皇家、将軍家からの拝領品に加え、江戸の材木商である冬木屋上田家旧蔵品および、土浦藩主の土屋家から大半が構成される<sup>(2)</sup>。

茶の湯文化において古来、優れた作品は名物とされ、名物記に記載される。東山名物や、これに準ずる名物であり、名家に伝した作品は大名物とされ、茶の湯文化では重宝とされてきた。また小堀遠州(一五七九—一六四七)の選定、坂本周斎(閑事庵/一六六六—一七四九)による名物記である『中興名物記』(『千家中興名物記』とも。本稿では『中興名物記』に統一)に所載される作品、松江藩七代藩主の松平不昧(一七五一—一八一八)の編纂による『古今名物類聚』に所載され中興名物に分類される作品は、いずれも中興名物となる。本稿で注目する『御手許御道具控』には大名物茶入二件および名物の作品が多数所載され、極めて良質な蔵帳と位置付けられる。

これらの作品の入手は当然、当時の江戸の美術品をめぐる動向と松平家が深く関係している。松平家の美術品収集は江戸時代中期以降と考えられ、上田藩三代藩主松平忠順(一七二六—一七八三)は、江戸で千家の茶の湯を広めた川上不自(一七一六—一八〇七)の弟子であった<sup>(3)</sup>。古来、著名な作品を収集する過程では富致とともに、美術品を購入するための道具商との相応の関係を必要とし、さらに作品を評価できる人物の存在が、収集する側と取り次ぐ側の双方に必要となる。この点を松平家の事例から検討することは、江戸時代を通じて茶の湯文化で重要視された美術品の移動史と受容史理解の一助になると期待できる。

そこで本稿では『御手許御道具覚』を起点とし、次の三点について論じる。

一点目は江戸時代を通じて片輪車蒔絵螺鈿手箱を収納した箱および付属品。現在、片輪車蒔絵螺鈿手箱は保管上の理由から新調された箱で保管されるが、当初は手箱を収納する塗箱、外箱(塗)、大外箱(木製)が付属していた。今回、当初の箱を含めた付属品が確認でき、外箱裏には吉宗からの拝領に関する墨書が確認でき、新たな資料として検討する。

二点目は冬木屋上田家および土浦藩主土屋家旧蔵品を松平家が入手している点。冬木屋に関しては坂本周斎による名物記『中興名物記』に所載される作品が確認できる。そのため所有移転の点から検討する。土屋家旧蔵品については同家の蔵帳が存在し、併用して検

(2)



図1 片輪車蒔絵螺鈿手箱  
国宝 東京国立博物館蔵

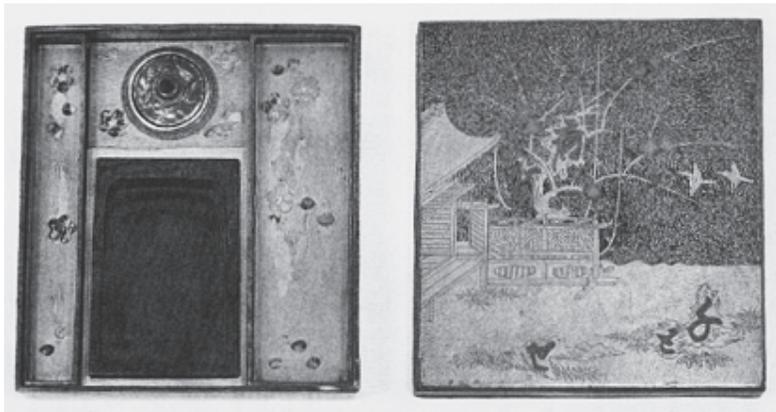


図2 千歳蒔絵硯箱  
藤田美術館蔵



图 3 文琳茶入銘「白玉」  
重要美術品 根津美術館蔵



图 4 李安忠「鶉図」  
国宝 根津美術館蔵

討を進める。松平家旧藏品に多くみられる定家様の書付筆者についても検討する。

三点目は『御手許御道具覚』にみられる朱文字「川」の意味。近代、松平家旧藏品を多く所蔵したのは江戸勘定所御用達の川村家であるため、「川」の文字は、川村家に譲渡された作品である可能性が高い。松平家の旧藏品に関しては本稿で紹介する『御手許御道具覚』に加え、近代の松平家が行った二度の売立目録、すなわち『某御華族御蔵器入札売立』(大正元年/一九一二年)および『旧松平伊賀守御蔵品入札』(大正八年)を参考にした。<sup>(4)</sup>

以上の点から松平家のコレクション形成と受容、さらには近代の流出について論じることとする。なお『御手許御道具覚』の翻刻を付録1、松平家の主要な美術品移動を付録2とした。

## 一 将軍家からの拝領品

### 1) 片輪車蒔絵螺鈿手箱の拝領時期

平安時代の蒔絵手箱として著名な片輪車蒔絵螺鈿手箱は、近代に至るまで甲に「片輪車」と蒔絵された字形のある塗箱に保管されていた。<sup>(5)</sup> しかしながら先行研究では当初より収納された箱についての詳細な検討はなされていない。その理由として現在、東京国立博物館で手箱を保管する箱と、当初より存在した箱が別々に保管されていたことに起因する。最近、当初より付属した手箱の内箱および外

箱が保管されていることが確認された(図5)。

実見したところ手箱が保管される箱は塗箱(内箱)であり、内張には紋海気が使用されている。また手箱には袋が付属する。さらに全体を収納する塗箱(外箱)が付属し、金粉字形で「片輪車」とある。金粉字形の筆者は特定できない。売立目録『旧松平伊賀守御蔵品入札』に所載される塗箱とは外箱となる。これらを収納する大外箱はほかの松平家旧藏品みられる簡素な木地箱である。<sup>(6)</sup>

大外箱裏には墨書で次のような記述がある。

宝曆九巳卯歳道具帳ニ

左之通記載有之

享保五庚子年七月十二日

八代将軍吉宗公

有徳院様ヨリ歡喜院様忠周公拝領

手箱裏ニ神龜元年ト

有之同年ヨリ明治廿二

年迄千二百十六年也

筆者不詳。本手箱は吉宗から拝領した時期として享保五年七月十二日と記載される。<sup>(7)</sup>

ここで問題となるのは、以前に筆者が紹介した拝領した日時と一年ほど異なる点である。筆者が拝領した日時を享保六年七月三日と

した根拠は、忠周の行実を記した『歎喜公実録(七)』(上田市立博物館蔵)の記述による。この点を改めて紹介しておく、『歎喜公実録』享保六年五月条には次のような記述がある。なお句点は筆者による。

一 十九日、京都方去十三日出、七日切御便着、千とせ硯箱并、千とせ二添候掛物一幅、片輪車手箱到着。

十九日、千歳蒔絵硯箱および付属する掛物一幅、すなわち現在も硯箱に付属する圓満院常尊筆「千歳蒔絵硯箱之伝」(藤田美術館蔵)、片輪車蒔絵螺鈿手箱が江戸に到着している。これは京都を同年五月十三日に出発し、七日間で江戸に到着した。到着した場所は松平家の江戸上屋敷と考えられる。また同書では同年五月二十一日までの三日間の動静として次のような記述がある。

一 此間、京都方参候御硯箱、御手箱、御出之跡方持参 御城  
二而被差上候。

京都より到着した千歳蒔絵硯箱、片輪車蒔絵螺鈿手箱を将軍吉宗に上覧し、献上したことが知れる。すなわち、これら二品の保管先は、二条城から江戸城へと移動していることが確認できる。さらに同書の同年七月三日条では、注目すべき次のような記述がある。



図5 片輪車蒔絵螺鈿手箱の付属品  
東京国立博物館蔵

一 今日、御暇之節、千とせ御硯箱、片輪車御手箱、御内々御  
拝賜、二品共天下無双之名器之由。

忠周は七月三日に京都へ戻るために、江戸城にて吉宗に上洛の暇を願っている。このとき千歳蒔絵硯箱、片輪車蒔絵螺鈿手箱については、忠周が吉宗から内々に拝領したことが確認できる。

片輪車蒔絵螺鈿手箱の箱墨書に記載される享保五年七月十二日に  
拝領した記述について考

えるとき、享保五年の忠周の行状について『歎喜公実録』は欠本となるため詳しい行状は確認できないものの同年、忠周が江戸に出府した形跡は確認できず、在京のままであった。では松平家の記録で年次の異なりが生じるのはいかなる理由によるものなのであろうか。この点を考える際、着目すべきは享保六年五月、

江戸に千歳蒔絵硯箱および圓満院常尊筆「千歳蒔絵硯箱之伝」、片輪車蒔絵螺鈿手箱を運搬する理由が不明確な点である。<sup>(8)</sup>つまり京都から江戸への運搬は、所司代である忠周個人の判断とは到底考えられず、やはり將軍である吉宗の指示であると考えた方が、蓋然性がある。さらに箱墨書に従い、仮に享保五年七月に忠周が拝領したのであれば、江戸にいた吉宗と、在京中の忠周という距離的な問題が派生する。そのため享保五年七月十二日という日付を、吉宗から拝領した内示の時期と捉えれば、翌年の享保六年に、江戸出府の際に忠周が江戸城に持参し、吉宗に献上したのちに改めて拝領したという解釈が成り立つ。

以上の点から片輪車蒔絵螺鈿手箱の拝領の時期を巡っては、松平家では拝領の内示の時期である享保五年七月十二日を宝曆九巳卯歳道具帳に記録したと共に、忠周の行実を記した『歡喜公実録』では実際に拝領した時期として享保六年七月三日を記録したため、拝領の時期を巡って年次の差が生じたものと判断される。

## 2) 宝曆九年の蔵帳

外箱墨書でさらに注目すべき点は享保五年七月に拝領した旨の記述がある宝曆九(一七五九)年時点での蔵帳となる宝曆九巳卯歳道具帳の存在である。

『御手許御道具覚』が作成される以前の蔵帳の形態として、安永三(一七七四)年時点では書画類の蔵帳である『松印御道具江戸控

帳』(上田市立博物館蔵)がある。<sup>(9)</sup>もともと『松印御道具江戸控帳』には掛物の内容や表具などの詳細が記載されており、ほかの美術品に関しても全ての作品を網羅した同様な蔵帳が存在したと考えられるが、現時点では確認できていない。<sup>(10)</sup>

ところで宝永五(一七〇八)年二月二十一日、綱吉は忠周邸への御成に際し、忠周に文琳茶入銘「白玉」を下賜した。<sup>(11)</sup>この御成に際して新たに造営した御成御殿では、綱吉に御室焼莢紋茶碗を使用し、天目台に載せ茶を呈した。<sup>(12)</sup>二代藩主松平忠愛(一七〇一—一七五八)について茶会記は確認できないが、「白玉」の袋の破損が激しいため、袋を解袋にしていることが確認でき、収集よりもむしろ保管に意を注いだ人物といえよう。<sup>(13)</sup>

ここで文琳茶入銘「白玉」を収納する外箱の覆紙に注目する。もともと付属品については『大正名器鑑』で紹介されるが、覆紙の内容容は記載されない。覆紙の墨書には次のような記述がある。

宝曆九巳卯歳道具帳ニ

左ノ通記載有之

寶永五戊子年二月二十一日

五代將軍綱吉公

常憲院様御成ノ節 扇橋

下屋敷乎

歡喜院様忠周公拝領

白玉文琳茶入

外道具帳二大名物号丸屋

文琳ト認有之

式十式番

二箱ノ内

外二換袋箱添

やはり文琳茶入銘「白玉」の付属品からも宝暦九巳卯歳道具帳が存在したことが確認できる。

つまり蔵帳に関して整理しておく、宝暦九年には将軍からの拝領品である片輪車蒔絵螺鈿手箱や文琳茶入銘「白玉」が所載される蔵帳が存在し、さらに安永三年には拝領品のうち書画に関する蔵帳が整理されていた。以上の蔵帳が整理された時期の藩主は忠順となる。忠順と美術品の関係について考えるとき、現時点で確認できるのは茶の湯文化との関係である。

『御手許御道具覚』に所載される作品が忠順の茶会で使用される例では、明和五（二七六八）年十月二十九日の茶会で使用された茶碗が「長次郎 赤 宗旦 初音」とあり、『御手許御道具覚』では「初音茶碗」となる。<sup>14</sup> また『御手許御道具覚』や大正元年、同八年に行われた二度の売立にも出品されていない作品が多く使用されており、少なくとも忠順の頃にはある程度のコレクションは形成され

ていた。つまりいくつかの蔵帳が存在する理由の一つとして、家祖伝来品と自身のコレクションを整理分類する必要があったため、数回にわたり蔵帳が作成されたものと判断される。

## 二 冬木屋旧蔵品、土屋家旧蔵品の入手

### 1) 冬木屋旧蔵品の入手

『御手許御道具覚』に所載される作品のうち、江戸の材木商冬木屋上田家旧蔵品については次のようになる。なお作品名については適宜、改めた。

#### 〔書画〕

藤原定家筆二首懷紙（泉屋博古館蔵）

#### 〔茶碗〕

赤織部茶碗（香雪美術館蔵）

沖伊羅保茶碗

狂言袴茶碗

#### 〔茶入〕

「忠度」（野村美術館蔵）

「絃付」（別銘「冬木絃付」。個人蔵）

「三国」

#### 〔茶杓〕

千宗且作共筒茶杓銘「よろほし」

〔香合〕

本阿弥光悦作伯藏主香合

冬木屋上田家の所藏品流出後に松平家が多く作品を入手していたことが明らかとなる。また「忠度」は冬木屋分家である小平次家旧蔵とされるが、このほかは全て本家旧蔵品であるとともに、「忠度」以外は全て『中興名物記』に記載される。なお蔵帳の記述と合致はするものの、資料の不足により断言できない作品は以下の通りである。

〔断言できない作品〕

狩野元信筆「月見布袋」

油滴花入

そこで今回の調査から、唐物茶入銘「冬木絃付」と藤原定家二首懐紙の二作品について述べる。

① 唐物茶入銘「冬木絃付」(図6。大名物。個人蔵)

「冬木絃付」(「弦付」、「蔓付」とも)はかつて土井利勝(一五七三—一六四四)が將軍家から拝領し、同家が所蔵した油屋肩衝(重要文化財。畠山記念館蔵)とともに河村瑞賢(平太夫/一六一七—

一六九九)に金二万両で入質されたとする茶入である。

実見したところ本茶入の釉葉は天目釉に近く、光沢があり、絃があることで一層な大きな印象を与える。高台部分と土見せから胎土は黒い。高台は糸切。茶入を収納する挽家は鉄刀木。袋は裏地が輪宝紋の柔らかな緞子である。箱墨書は小堀遠州筆で「つるつき」とある。注目すべきは『御手許御道具覚』に「弦付茶入 袋共 一箱」とあり、現在は茶入を収納する箱および袋を収納する箱が大外箱に収納されるため、この状態により松平家で保管されていたことがわかる。

本茶入が茶の湯文化史で重要な点は伝来を油屋肩衝と同一とするため、ここでは油屋肩衝の所蔵者の移動に着目する。そこで坂本周齋による『茶道雪間草惑解』(東京国立博物館蔵本)では次のような記述がある。

一 油屋肩衝 わかさ盆添

昔中頃土井大炊守殿御所持代々有之川村<sup>河</sup>

平太夫渡其後冬木小平次所持此肩衝と蔓<sup>マツ</sup>

付茶入両種を川村<sup>瑞</sup>隨軒金式万両質物に土

井氏より取出蔓付唐物冬木宗五求之名物

記に出道具なり

同書によれば、河村瑞賢が土井家より油屋肩衝と蔓(絃)付茶入を

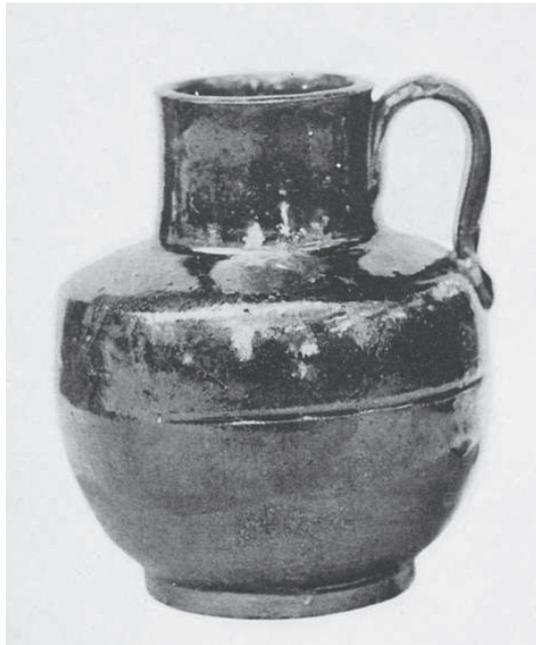


図 6 大名物唐物茶入銘「冬木絃付」  
個人蔵

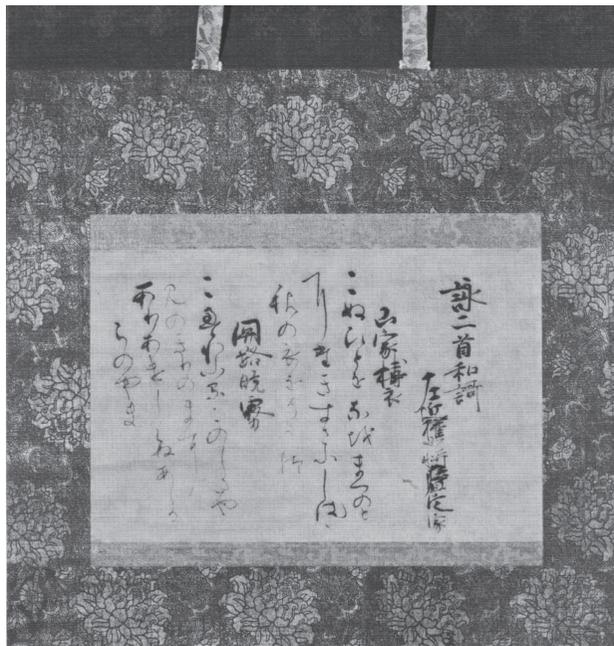


図 7 藤原定家筆二首懐紙  
泉屋博古館蔵

二万両の質物として入手した。その後、冬木屋が二つの茶入を入手するが、油屋肩衝は分家小平次が所持し、絃付は冬木屋本家四代郡髷（喜平次、宗五／一六八一または一六八九―一七三九）<sup>(15)</sup>が所持したことが述べられる。同書に信を置くならば、河村家から流出したのちに宗五が入手している点から、遅くとも元文四（一七三九）年以前の出来事となる。

分家小平次家の所蔵した油屋肩衝が流出してのちは、松平不昧が入手した。本家喜平次家の所蔵した絃付の流出時期の明確な資料を確認できないが、江戸時代後期に冬木屋本分家の主要な茶入が移動していることが確認できる。

② 藤原定家筆二首懐紙（図7。泉屋博古館蔵）

『中興名物記』には次のような記述がある。

一、定家懐紙

小堀遠江守より出ル

上田宗五

詠二首 左近権少将定家

山家懐紙<sup>マテ</sup>

来ぬ人をなほまつの戸にたきすてふ

しはく萩の衣をそうつ

関路暁霧

越へ渡るこの下宿の霧の間の

有明しらぬあしからの山<sup>(16)</sup>

そこで現在、泉屋博古館が所蔵する定家二首懐紙の定家の歌は次の通りである。

詠二首和詞

左近権少将藤原定家

山家擣衣

こぬひとをなをまつのと

にたきすさふく

秋の衣をそうつ

関路暁霧

こゑわふるこのしたや

みのきりのまに

ありあけしらぬあしか

らのやま

表装は一文字風帯が白地二重牡丹唐草文金欄、中廻が紫地二重蔓牡丹唐草菱文印金、上下は濃緑地雷文緞子、軸先は象牙。古谷稔は、この二首が建久二（一一九二）年八月二十日に開催された歌合の後、の当座歌会で成った作とし、定家四十一歳の筆跡としている。また明月記の同日条には「関路暁霧」、「山家擣衣」が記載されることを

報告している<sup>(17)</sup>。

『中興名物記』と比較すれば若干の相違は確認できるが、定家の二首懐紙である点などから本作品は泉屋博古館藏品と特定され、新たな中興名物であると判明する。<sup>(18)</sup>『中興名物記』編纂時の所蔵者は上田宗五。

松平家が冬木屋旧蔵品の入手したことは、茶の湯で重要視される名物道具の入手という点で、コレクションを充実させたといえよう。

## 2) 土屋家旧蔵品の入手

『土屋蔵帳』とは常陸土浦藩主土屋家の所蔵品の蔵帳をさし、初代土屋数直(一六〇八—一六七九)、二代政直(一六四一—一七二二)の収集品となる。『土屋蔵帳』に所載される作品のいくつかは松平家が入手する。そのうち『御手許御道具覚』と『土屋蔵帳』の作品が合致するのは次の通りである。

### 〔書画〕

李安忠筆「鶉図」(国宝。根津美術館蔵)

狩野元信筆三幅対「酢吸三教」(個人蔵。静岡県立博物館寄託)

藤原定家筆「源氏袂衣」

藤原定家筆小色紙

後京極筆朗詠卷物

寂蓮法師筆朗詠卷物

後鳥羽院筆金葉集

土佐ざれ絵巻物

蘭溪道隆墨蹟「示衆」

雪舟筆「雲山之図」(『土屋蔵帳』では暮山)

狩野元信筆「三祖」

狩野元信筆「鸞猿」

屏風捲花鳥(十二枚)

### 〔茶入〕

「小川」(裏千家蔵)

「伊予簾」(昭和美術館蔵)

「真如堂」(泉屋博古館蔵)

「常夏」

「玉川」

「布引」

「瀬戸小大海」(香雪美術館蔵)

「唐搦座」

### 〔茶碗〕

小井戸茶碗銘「忘水」(根津美術館蔵)

古手屋高麗(三井記念美術館蔵)

染付松竹梅図茶碗(村山コレクション)<sup>(19)</sup>

堅手茶碗銘「有来」

割香台茶碗

高麗三角茶碗

玳皮盞天目および台（重要文化財。三井記念美術館蔵）

〔花入等〕

小堀遠州銘花入「女郎花」

三島香炉

主要な大名物茶入「中山」や中興名物をはじめとする茶入、遠州ゆかりの作品が入手されている。そのため松平家に譲渡された作品も当然、土屋家で重宝とされた作品を多く含んでいる。松平家の蔵帳には所載されないが、同家の売立目録中、『土屋蔵帳』に所載される作品では茶壺「山埜井壺」、紹鷗筆「九々文」、三齋筒一庵茶杓が確認でき、以上のような作品も入手されていた<sup>(20)</sup>。

土屋家旧蔵品を入手したことにより松平家のコレクションは、小堀遠州ゆかりの名物茶入や茶碗といった作品の入手という点で大きな意味を持ち、さらに書画なども含めてコレクションを充実させたといえよう。

### 3) 冬木屋および土屋家旧蔵品の入手時期と意義

第一に冬木屋旧蔵品の入手について述べる。入手時期は特定できないため、松平家が冬木屋旧蔵品を入手するまでの上限について触れておく。

冬木屋当主による茶会記では、本家五代目忠安（一七一五—一七七一）による宝暦六年閏十一月二日の茶会記が確認でき、使用された作品では「茶入 野田 銘三国」および「茶杓 宗旦銘弱法師」がある。茶人は遠州が所持した瀬戸茶入銘「野田」の手で、挽家および外箱甲にある字形より別に「三国」ともいう<sup>(21)</sup>。宗旦作の茶杓銘「弱法師」とは『中興名物記』でも紹介される「よろほし」という著名な茶杓である。これらの茶入と茶杓について『御手許御道具覚』では「三国茶入」、「よろほし茶杓」と表記され、冬木屋本家より流出するのは松平家が入手し、その時期は宝暦六年以降となる<sup>(23)</sup>。

第二に土屋家旧蔵品について述べる。先行研究で土屋家が所蔵品を売却した時期は『大正名器鑑』などにより寛政期とされる<sup>(24)</sup>。また土屋家の財政状況を考えると、六代泰直（一七六八—一七九〇）が当主であった天明元（一七八一）年に関東川々の普請があるほか、五代寿直（一七六一—一七七七）、六代泰直、七代英直（一七六九—一八〇三）がいずれも若くして没していることに加え、財政難であったとされる。そのため土屋家旧蔵品は、寛政期に松平家へのみならず他家へも流出することになるが、松平家による入手の時期は明確ではない。また回数こそ少ないものの、忠順による茶会記でもこれらの作品が使用された形跡は確認できない。そのため現時点では、『大正名器鑑』に信を置くのであれば上田藩四代藩主忠濟（一七五一—一八二八）の頃の入手とも考えられるが明確な資料を欠く。ところで冬木屋本家旧蔵品に関しては、嘉永期に至ってもなお古

筆手鑑「隱心帖」(重要文化財。個人蔵)、中興名物「蔦細道蔴絵硯箱」(重要美術品。大原家旧蔵)、尾形乾山筆「梅松図」(個人蔵)などを所蔵していた。<sup>(25)</sup>そのため、冬木屋本家の所蔵品流出は、一時期に流出したのではなく、江戸時代後期に数回にわたり流出していたため、松平家においても忠順、忠濟の二代にわたって入手されていた可能性が高い。この点は、菊花天目茶碗(重要文化財。藤田美術館蔵)が小堀家より安永四年に大阪で売却ののち、道具商の又吉を経て、松平家が入手しており、時期として忠順より忠濟のころとなる。<sup>(26)</sup>

以上の点から松平家では、初代藩主忠周による將軍家からの拝領品、天皇家および宮家からの拝領品に加え、その後忠順、忠濟により冬木屋および土屋家旧蔵品が入手されたことにより、茶の湯文化で重要視される名物の入手という点で、優れたコレクションを形成した。そして冬木屋および土屋家の流出時期と重なり、入手できた松平家は、松平不昧と同様に、やはり相応の仲介する人物として、江戸の道具商との関係も含めたネットワークがあつたと考えられる。

## 五 四代藩主・松平忠濟のコレクション

狩野元信筆「夢想天神」<sup>(27)</sup>について『中興名物記』では次のような記述がある。

一、古法眼夢想天神 可能永淑より  
上田宗吾<sup>五</sup>  
今、三村

冬木屋本家と三村氏による所蔵が確認できる。ところで菅原道真九百五十年遠忌として嘉永五(一八五二)年に亀戸天神で開催された書画会がある。亀井戸天神の書画会に出品された作品の目録である『亀井戸天神展覧会目録』(日本大学総合学術センター蔵)では出品者に沢清の名が確認できるが、喜多村信節(一七八三—一八五六)による『きくのまにまに』<sup>(28)</sup>によればこの名は偽名で、本名は鳥羽屋清左衛門(生没年不詳)という。清左衛門は江戸三十間堀で材木仲買を営み、江戸勘定所御用達の一人である。『亀井戸天神展覧会目録』によれば同人の出品作品とは次の通りである。

狩野元信  
同 渡唐 沢清  
同 梅くくり 兼董和尚賛

宝永五年子七月冬木小平次<sup>喜</sup>古筆了音江極札頼来此天神  
影依夢想圖之文字元信筆二無之極断遣文天明八申年十月  
松伊賀守殿了了意江極御頼之節同断但シ印無之ト扣二有今ハ  
偽印アリ

清左衛門が出品したのは「渡唐」（渡唐天神図）と、「梅くくり」とある。後述するように本作品とは構図および冬木屋の所蔵した点から中興名物「夢想天神」と同定される。実際に書画会に出品されたのは「渡唐」のみで、「夢想天神」は出品されなかった。また同書によれば宝永五年七月に冬木（屋）小平次が所持したとあるが、『中興名物記』の記述から正しくは本家四代目喜平次こと上田宗五が所持し、古筆家六代了音（一六七四—一七二五）に鑑定の極札を依頼した。了音の鑑定では、本作品の出来と、賛の文字が元信の筆でないことを理由に断った。その後、本幅は冬木屋を離れ、天明八年の時点では忠済が所蔵した。忠済より古筆家九代了意（一七五二—一八三五）に鑑定に出したところ、同じ理由で断られたが、嘉永五年当時には本紙に印が押されていたことがわかる。

このことにより忠済が冬木屋旧蔵品の古筆へ鑑定に出しているとともにその後、本作品が、嘉永五年までの間に鳥羽屋清左衛門に売却されていることが確認できる。江戸時代後期に松平家所蔵品が流出した事例では、一休宗純筆「薫風自南来」が京都の道具商である竹屋忠兵衛（生没年不詳）を経て不昧が入手している。同家のコレクションのうちでも忠済の活躍したところに、狩野元信筆「夢想天神」や一休宗純筆「薫風自南来」が流出している。忠済と不昧は同年齢であり、活動時期が重なる。これらの点からも忠済の頃に所蔵すべき作品と、売却すべき作品の選別があつたものと考えられる。

このような古筆との関係および、仲介した道具商の存在を考える

とき重要となるのが、先述の藤原定家筆二首懐紙である。二首懐紙には江戸の道具商である竹本屋五兵衛の添状が付属する。添状の内容として、五兵衛が本幅を『玩貨名物記』に所載される定家二首懐紙であり、安楽庵策傳所持と誤認しているものの、作品を評価する内容である。竹本屋五兵衛は三代にわたり江戸で道具商として活動し、二代目五兵衛（生没年不詳）は孤雲を名乗り、不白の茶の湯の弟子であつた<sup>(29)</sup>。また二首懐紙には古筆了音および了意の極めが付属し、了意による外題には「壬午十」とあり、文政五（一八二二）年壬午と目される。さらに了意より五兵衛宛書簡（十月十一日付）も付属するため、おおよそ文政期に活躍した五兵衛宛となる。この五兵衛とは『古画備考』中、英一蝶（一六五二—一七二四）について

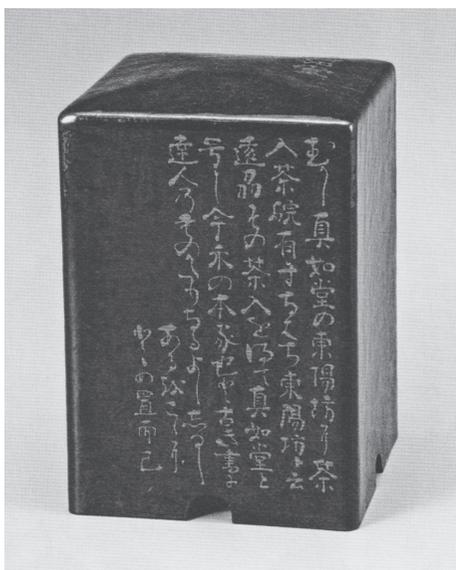


図8 真如堂茶入の一閑張箱側面の朱漆書  
泉屋博古館蔵

口述した三代目五兵衛と同定され、主要な顧客では弘前藩に財用で貢献した江戸の商人である鳥羽屋道樹（一七八六—一八六九？）がいる。<sup>(30)</sup>これらの点が意味することは、二首懐紙に限つていえば忠濟が五兵衛を介して古筆に鑑定を求めたと解釈できる。また五兵衛の書簡は売却に関するものではないものの、忠濟の元に入りました道具商の一人が五兵衛であった可能性がある。つまり忠濟は書画に關し、古筆の鑑定を重視していたと考えられる。

では忠濟は、松平家の家祖のコレクションをどのように扱ったのであろうか。そこで重要となるのがしばしば松平家旧藏品にみられる一閑張外箱や真塗外箱に書かれる朱漆書である。

真塗箱がある例では「忠度」がある。また一閑張の箱がある例では「真如堂」（図8。泉屋博古館蔵）、「小川」、「常夏」、「玉川」、「伊予簾」となる。「伊予簾」に付属する小堀遠州筆豆色紙は木製箱に収納されるが、外箱が一閑張であり、甲に定家様で朱漆書が確認できた。<sup>(31)</sup>一閑張の外箱がある作品はいずれも『土屋蔵帳』に記載されるが、同書では、この様な一閑張の外箱や朱漆の書付の内容が確認できないため、やはり松平家で制作されたと判断される。実際にこれらの一閑張の箱を確認すると、相当古い作例ではなく、遅くとも江戸時代中期より後期ごろに制作されたと判断される。

先行研究で松平家伝来品の箱墨書や朱漆書の筆者は、松平家当主である「伊賀守筆」または、その祐筆による「伊賀守祐筆」と表記される場合があり、その人物を特定できていない。また一部には筆

者を上田藩主分家である松平忠常（一七四七—一七九八）とするが、近代まで松平家が所蔵した点を考えると、やはり松平家当主による筆跡と考えられる。<sup>(32)</sup>

ここでは朱漆書と一部の箱墨書の筆者について検討する。朱漆書の筆跡は、一部の箱墨書の筆跡とも共通しており、一例として李安忠筆「鶉図」の外箱甲の墨書（図9）に注目する。入念な筆跡で「鶉之図 李安忠筆」と書かれており、材質は上質な桐である。このような墨書による筆跡は「安国寺」（五島美術館蔵）でも確認でき、「安国寺肩衝」と書かれた貼紙（図10）が付属する。さらに箱墨書および真塗の外箱甲に朱漆書のある「忠度」では、「忠」の文字が一つの茶入に二通りで書かれており（図11）、一意的な文字を書くことがなかった人物像が確認できる。これらの筆跡を比較すれば「安」、「度」、「忠」の文字に共通性を確認することができ、全て同一人による筆跡となる。特にこれらの筆跡は、忠濟による額字「大成殿」（図12。真田神社蔵）や詩歌（図13。真田神社蔵）と共通している。つまり従来、「伊賀守筆」または「伊賀守祐筆」とされた筆跡は、外箱の朱漆書や一部の箱墨書から忠濟による筆跡であることが判明する。

忠濟が外箱に朱漆書を行った背景を考えると、「真如堂」に付属する一閑張外箱の側面（図8）には次のような記述がある。

遠州その茶入を得て真如堂と

号し今禾の本家也と古き書に

達人のものかたりなるよししるし

あるをこゝに

とゞめ置而已

記述中に「古き書」とある点から、忠済は茶書に通じる人物像であることが想定され、父と同様に茶の湯に関心の高い人物であったことが知れる。ただ忠済の活動では文武に力を入れ、上田藩校である明倫堂に注力したことが知られる点からも、作品の次第を整えようとした背景には、学究的な態度があつたといえよう。

従来の研究で、忠済については注目されてこなかったが、同家の所蔵したコレクションのうちでも自身の好みを付属品である次第に反映させ、愛蔵していたことが確認できる<sup>(33)</sup>。現時点で断言することは控えるが、このような意味においても『御手許御道具覚』とは忠済の愛蔵品を意味し、その後の松平家では同家で重宝とすべき作品リストとして重要視されていたと考えられる。

## 六 近代における松平家のコレクション

『御手許御道具覚』には作品名の上部に「御拝領」(図14)または「川」(図15)の朱書がある。「御拝領」に関しては吉宗、綱吉からの拝領であることは明白であるが、「川」については明らかにでき

ていない。本節ではこの点に着目する。

同書で「川」と記載される作品は定家卿二首懐紙、雪舟大福祿寿、古法眼全鉢、染付松竹梅茶碗、忘水茶碗(井戸)、有来茶碗、小川茶入、伊予簾茶入(同歌小色紙、同記)、玉川茶入(同歌色紙)、真如堂茶入、常夏茶入、布引茶入、面壁茶入、忠度茶入、玳皮盞天目(台共)、利休狂言袴茶碗となる。これらのうち数点は、かつて江戸勘定所御用達であつた川村家(当主は伝左衛門を名乗る)が所持しているため、同家との関係に注目する。なお川村家は先述の「夢想天神」を所蔵した鳥羽屋清左衛門とは姻戚関係にあたる。

ところで高橋箒庵(二八六一—一九三七)によれば、東京で行われた最初の入札は、川村家の売立であるとされる。そもそも同家が所蔵品を売却した理由について、川村伝左衛門(迂叟/一八二二—一八八五)の実子傳衛(一八五六—一八九五)のころに第三十三銀行などの経営の拡大により、金融圧迫が原因となり、金融資産や不動産および所蔵した作品を売却した。この売立は明治二十五(一八九二)年五月二十九日から六月一日までの間、星ヶ丘茶寮で開催された<sup>(34)</sup>。箒庵は売立の結果および売立以前の個人取り引きによる作品の流出について次のように述べている。

河村傳衛家は古來道具持と云はれ、其取蔵は非常に豊富で深川別荘の倉庫に納めてあつたが、道具は別荘と共に抵當流れとなり、日本橋新右衛門町の三十三銀行の地所家屋も有形の儘三井

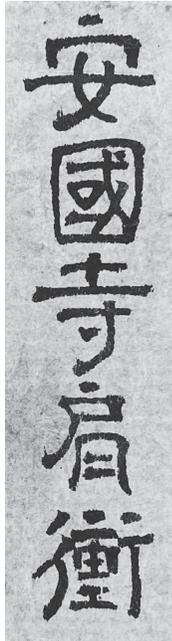


図 10 安国寺肩衝の貼紙墨書  
五島美術館蔵



図 9 李安忠筆「鶉図」の外箱甲墨書  
根津美術館蔵



図 11 忠度の塗箱朱漆書と箱墨書  
野村美術館蔵



図 12 松平忠濟筆額字「大成殿」  
真田神社蔵

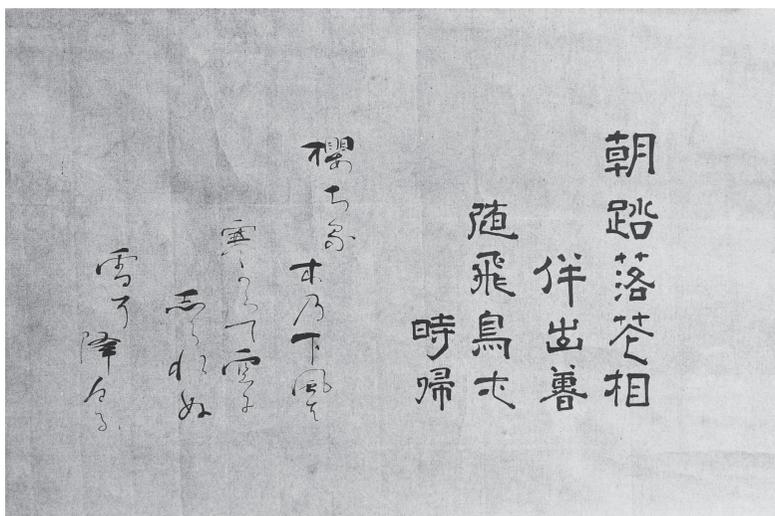


図 13 松平忠濟筆「詩歌」  
真田神社蔵

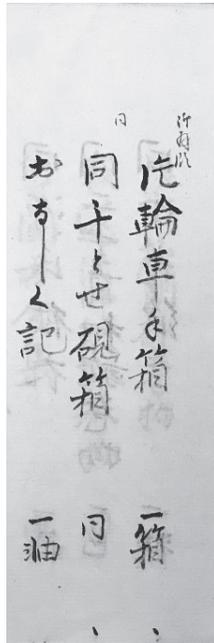


図 14 『御手許御道具覚』にみる「御拝領」の朱書  
上田市立博物館蔵

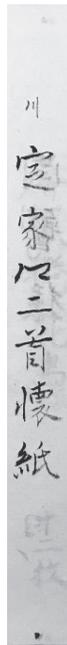


図 15 『御手許御道具覚』にみる「川」の朱書  
上田市立博物館蔵

の所有に帰した是れより先き彼の早苗の硯箱（近藤滋彌男所蔵）やら有來の茶碗（馬越恭平氏所蔵）の如き名品は、既にボツ／＼と人手に渡り、又最初松浦詮伯へ質入してあつた品物の中には、金岡那智瀧（根津嘉一郎氏所蔵）元信全身籠等の数點もあつて、名品の己に散逸した者も少からず、三井の抵當品となつた者は田村文琳其他數點の外、點數の多い割合に非常の名品は含まれて居なかつたが、之を星ヶ岡に持出して入札賣却に附する前に其一部を京橋山城河岸堀田瑞松舊宅（是も三井銀行抵當流れ）に陳列して三井部内の人々だけで入札賣却に附したのである、其時余は未だ茶器などに興味もなく鑑識もないので唯掛物だけを入札して數點落札したが探幽筆中范蠡左右春夏山水三幅對が七十五圓、雅樂介筆柳に尾長鳥大幅が四十圓、英一蝶筆中壽老左右山水三幅對が六十圓と云ふが如き値段で、百圓以上に上つた者のないのを觀ても如何に廉價であつたかを推察するに足らう。<sup>(35)</sup>

記述のうち松平家旧蔵品に着目すると次のようになる。第一に有來茶碗は川村家と馬越恭平（一八四四—一九三三）との個人取り引きにより讓渡された。第二に川村家が、美術品の収集でも知られる松浦詮（心月庵／一八四〇—一九〇八）へ所蔵品を入質していた。川村家には松平家からの質物の抵當として狩野元信筆「全身籠」などの數點があつた。すなわち川村家では松平家旧蔵品である有來茶碗、

狩野元信筆「全身籠」などを所蔵していたこととなる。

ここで川村家が所蔵品を入質した松浦家との取り引きに注目する。現在の川村家の協力により美術品讓渡に関係する文書の提供を受けた。まず明治二十五年五月三十日付の松浦家より川村傳衛宛の証文（図16。個人蔵）では次のような記述がある。

証

- 一 一家卿懷紙 壹幅
- 一 忠度茶入 壹筥
- 一 袋共
- 一 面壁茶入 壹筥
- 一 袋共 壹筥
- 一 山雀茶入 壹筥
- 一 袋共
- 一 布引茶入 壹筥
- 一 袋共
- 一 忘水茶碗 壹筥
- 一 袋共

右之物品正ニ請取候也

明治二十五年 松浦詮内

五月三十日 松浦信寔 印

川村傳衛殿

定家卿懷紙とは図15からも明らかのように、藤原定家筆二首懷紙(図7)と判断される。このほか忠度、面壁、布引、忘水といった松平家旧藏品が確認できる。すなわち本証文は川村家からこれらの作品を松浦家が請け取った際の証文となる<sup>36)</sup>。差出人は松浦信寔(生没年不詳)。日付に注目すると星ヶ丘茶寮での売立の中目である。売立の開催に際して、そのまま作品を譲渡したと判断される。

次に明治二十五年の川村家の売立後の作品流出にも着目するとき、赤星弥之助(一八五五—一九〇四)との取り引きに関して、明治三十年六月二日付の、迂叟の養子である傳藏(緑陰/一八四五—一九一七)に宛てた証文(個人蔵)には次のような記述がある。

証

一 小川茶入其外拾壺品也

右者今般貴殿ヨリ譲受候控

若御都合ニ寄今後壺ケ年

間ニ御買戻しニ相成節者金

六萬円也ニテ御返附可被候

為後日如件

明治三十三年

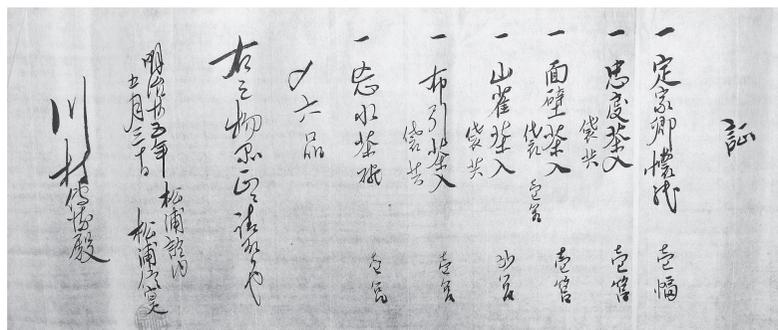


図 16 松浦信寔より川村傳衛宛証文  
個人蔵

六月二日 赤星弥之助 印

川村緑陰殿

本証文から川村家が赤星弥之助に所蔵した小川茶入をはじめとする十二品を質にして一年後に金六万円で買い戻すことを条件にしたことが知れる。宛名は緑陰となり、当時は迂叟の実子である傳蔵に跡目相続されていなかった時期と判断される。

以上の川村家の売立および二通の証文にみた作品は、全て『御手許御道具覚』で「川」の表記のある作品である。そのため「川」の表記のある作品は、近代に至り松平家から川村家に一旦は譲渡された作品と判断される<sup>37</sup>。

周知のように松平家では大正元年と同八年に東京美術倶楽部で売立により美術品を売却するが、その間にも大正二年には松平家と根津嘉一郎（青山／一八六〇—一九四〇）の直接取り引きにより文琳茶入銘「白玉」が譲渡され、個人取り引きによる流出が確認できる<sup>38</sup>。以上の点から「川」の表記は松平家と川村家との間での直接取り引きにより譲渡もしくは質の担保とした作品と判断される。その後、松平家は大正期には二度の売立を行っており、これらの個人または売立による売却によって同家の所蔵品の主要な作品は流出した<sup>39</sup>。

このようにみれば、『御手許御道具覚』は將軍家からの拝領品、冬木屋上田家、土屋家旧蔵品の入手や歴代藩主のコレクションも含

めたうち主要な作品でも、重要視すべき作品の作品リストであった。そして近代に至り、売立を行うと同時に、同家のうちでも主要な作品として本蔵帳は川村家との取り引きに関する記録としても重要な意味をもつことが確認できる。

## 七 むすび

本稿では松平家の蔵帳である『御手許御道具覚』に着目し、コレクション形成と関係する茶の湯文化を通じた交流を明確にした。

忠周が吉宗から拝領した片輪車蒔絵螺鈿手箱や千歳蒔絵硯箱は、その後も松平家に伝来した点から、忠順や忠濟による冬木屋および土屋家旧蔵品の入手は、名物の作品への関心の萌芽があったとみることができ、同家は優れたコレクションを形成した。

忠順は不白門人として自ら茶会を催し、また不白の茶会にも多く参加した。さらに不白と親しくした人物には冬木屋喜平次、冬木屋小平次をはじめ、茶会での参加では江戸の道具商である伏見屋甚右衛門（生没年不詳）、竹本屋五兵衛、本屋惣吉（一七五三生）といった名も確認できる。すなわち忠順には冬木屋道具を取り次ぐ環境が整っていたこととなる。このことは当然、美術品を取り次ぐ道具商が、やはり土屋家旧蔵品にも関係したと目され、忠順、忠濟による収集へとつながったといえよう。

今回、注目した『御手許御道具覚』には初代藩主忠周による拝領

品を主軸に、その後は忠順や忠済により大名物、中興名物という茶の湯で主要な作品を入手していることが確認できた。忠順の茶会記や近代での売立目録等をみる限り、その他にも多くのコレクションがあつたと考えられる。その中でも『御手許御道具覚』は、忠済以降の藩主により同家のコレクションのうちでも主要な作品を所載した蔵帳として位置付けられる。

ではこれほどの作品を所持しながら、忠順の茶会記では長次郎作赤楽茶碗銘「初音」以外に使用が確認できないのは、どのような理由によるものなのであろうか。単に茶会記が少ないまたは、忠順の頃に入手されていなかったことも十分に考えられるが、別の理由として忠順のころよりの藩財政に着目することができる。宝暦九年に忠順は蔵帳を整理したが、藩では儉約令が出された時期であつた。そして忠済の頃に至つても財政は悪化のままであり、松平家ではそのような事情からも公とした茶会での使用を控えた結果、茶会記という記録に残らなかったことが想像される。しかしながら一方で、松平家のコレクションの一部については本屋了芸(一七九〇生)による『麟鳳亀龍』や『苦心録』(今日庵文庫蔵)にみることができ、所蔵品の購入や売却も含め、やはり竹本屋五兵衛と同様に一部の道具商との関係は維持したものと考えられる。このような事情により同家が多く作品を所蔵しながらも、茶の湯の記録として残る作品はわずかであつた理由であると判断される。

近代の松平家では二度の売立を行ったが、『御手許御道具覚』の

「川」の表記から川村伝左衛門との美術品移動を明確にした。このことによつて近代、さらに多くの著名な作品が松浦家や赤星家に移動していた。

松平家が優れたコレクションを形成した背景には拝領品を基軸として、忠順や忠済による茶の湯文化との関係とともに、冬木屋や土屋家の流出という時期と、藩主の購買意欲により大名物をはじめとする作品の収集ができたと結論することができる。

#### 謝辞

本稿執筆にあたりご協力いただきました東京国立博物館、上田市立博物館、土浦市博物館、静岡県立美術館、東京藝術大学美術館、根津美術館、五島美術館、泉屋博古館、藤田美術館、野村美術館、香雪美術館、慶應義塾図書館、日本大学総合学術センター、東京文化財研究所、今日庵文庫、冬木家、川村家、個人の御所蔵家に深謝申し上げます。

#### 付記

本研究はJSPS科研費21K12889による。

#### 画像の典拠

- 図1 国立文化財機構所蔵品統合検索システム
- 図2 『藤田美術館名品図録』より転載
- 図5 Image: TNM Image Archives
- 図6 『大正名器鑑』より転載
- 図7、8 『泉屋博古 茶道具』より転載
- 図10 『五島美術館の名品』より転載



川	土佐され繪巻物	同
川	大覺禪師示衆	一軸
川	宗祇文	同
川	古法眼月見布袋	同
川	同 醉吸三教 三幅對	一箱
川	雪舟小福祿壽	一箱
川	雪舟神農	一軸
川	利休かねのふた置	一箱
川	油滴花入	同
川	きぬた花入	同
川	女郎花二重切	同
川	備前たひ枕花入	同
川	古備前花入	同
川	釣舟花入	同
川	若狭盆	同
川	光悦伯藏主香合	同
川	松風茶杓	一包
川	よろほし茶杓	同
川	三島香炉	一箱
川	太閤之歌	一軸
川	白玉文琳茶入	同
川	御拝領 袋	同
川	小川茶入 袋共二個	一包
川	伊予籠茶入 同	一包
川	同歌小色紙	一軸
川	同記	一軸
川	玉川茶入 袋共二箱	一包

川	同歌色紙	一軸
川	真如堂茶入 袋共二箱	一包
川	常夏茶入 同	同
川	布引茶入	一包
川	面壁茶入	同
川	同袋	同
川	忠度茶入 袋共二箇	同
川	三國茶入 同	同
川	瀬戸小大海茶入 同	一包
川	唐播座茶入	同袋
川	同袋	同
川	中山茶入	同袋
川	同袋	同
川	弦付茶入 袋共	一箱
川	玳皮盞天目 基共	同
川	菊花天目	同
川	利休狂言袴茶碗	同

(以上)

付録2 松平家の主要な美術品移動

本稿に加え、以下の文献を参考にした。

重根弘和責任編集『和物茶碗Ⅰ』淡交社、二〇二二年

田中友道『上田 武家と町人の茶』信毎書籍出版センター、一九九八

年

東京文化財研究所編『近代日本アート・カタログ・コレクション』ゆ

まに書房、二〇〇一年

(正徳四年五月)

十三日。銀座役人闕所に伴い、所蔵品が入札により売却される。その際、片輪車蒔絵螺鈿手箱、千歳蒔絵硯箱、若狭盆は一旦売却が決定するが、その後は二条城で保管される。

初代藩主 忠周

宮廷、宮家から書画などを拝領。

享保五年七月

十二日。片輪車蒔絵螺鈿手箱、千歳蒔絵硯箱を吉宗から拝領する内示か。

享保六年五月

十九日。片輪車蒔絵螺鈿手箱、千歳蒔絵硯箱、圓満院常尊筆「千歳蒔絵硯箱之伝」を京より運搬。  
十九日より二十一日の間、江戸城に持参。

享保六年七月

三日。忠周の帰洛に際して、吉宗から片輪車蒔絵螺鈿手箱、千歳蒔絵硯箱、圓満院常尊筆「千歳蒔絵硯箱之伝」を拝領。

三代藩主 忠順

または

四代藩主 忠濟

四代藩主 忠濟

七代藩主 忠禮

(慶応三年ごろ)

(明治期)

(年次不詳)

冬木屋旧蔵品の大名物や中興名物の茶の湯道具を入手。  
土屋家旧蔵品の名物の茶の湯道具を入手。  
所蔵品の一部を売却。売却したのは鳥羽屋(本家)、不味などが所持。  
文久または元治のころ、所蔵品の一部を売却。  
廃藩置県に伴い原町、海野町や個人に東京への引き上げ費用を拠出するに際して、作品を譲渡。  
観古美術会へ片輪車蒔絵螺鈿手箱、狩野元信筆三幅対「酢吸三教図」、沈南蘋筆花鳥、定家筆小倉色紙などを出品。

松平家より川村家への作品の譲渡は忠禮のころか。

なお川村家は明治二十五年五月二十九日から六月一日に売立を行い、松平家旧蔵の「全体龍」などを売

却。

大正元年十二月 十三日。第一回の売立を行う。

大正二年 根津嘉一郎との直接取り引きにより文琳茶入銘「白玉」を譲渡。

玉

大正八年六月 三十日。第二回の売立を行う。

註

(1) 宮武慶之「千家中興名物・千歳硯箱の行方——国宝・片輪車蒔絵螺鈿手箱とともに——」『和比』第十二号、表千家不審菴文庫、二〇〇年、五七—七六頁。

(2) この点は諸家の蔵帳が、作品を網羅した台帳としての性格を有するに對し、本蔵帳は明らかに精選しており、また松平家のコレクション形成を明確にする上で現在、確認できる資料としても重要である。

(3) 展覧会図録『江戸の茶の湯』根津美術館、二〇一九年、八二頁。川上不自の門人を記した『茶人家譜』(江戸千家蔵)の「九門人」には「松平伊賀守忠順」とある。

(4) 伊賀守家の売立目録は以下となる。  
売立目録『某御華族御蔵器入札売立』。東京美術倶楽部。大正元年。売立目録『旧松平伊賀守御蔵品入札』。東京美術倶楽部。大正八年。

(5) 本手箱は売立目録『旧松平伊賀守御蔵品入札』に「名物片輪車手箱」として所載される。

(6) 収納する箱の間には各々、隙間がある。この点は明確な資料を欠くが、ほかの松平家旧蔵品から推測して上質な更紗が風呂敷として用いられていた可能性を指摘しておく。

(7) 先行研究で拝領の時期を享保五年七月十二日と紹介するのは松平忠倫による『信州民報』(昭和五十九年十月三十一日付)への寄稿

文である。同書には次のような記述がある。

京都所司代在任中の享保五年庚子七月十二日(一七二〇)に時の將軍吉宗公から拝領したものである。この時外に、千歳、鳴海という金蒔絵の硯箱も拝領している。

その際に典拠とした文献については昭和四十三年六月七日付の同紙での取材記事では「御朱印 御長持入日記」とされ、本資料である」と目される。現在、本資料は確認できていない。

- (8) 当初、筆者はこの点を当時の環境を述べるにとどまった。その環境とは第一に、正徳四年の銀座役人關所道具に関係した鼠屋半兵衛(生没年不詳)がおり、さらに当時の老中は茶の湯道具を多く所持した土屋政直である。半兵衛の名は政直の茶会記で確認でき、名物道具に関心の高い人物が吉宗の周辺にはいたこととなる。

- (9) 宮武慶之「松印御道具江戸控帳」『文化情報字』第一六卷第一号 第二号合併号、八九―一一二頁、二〇二一年。

- (10) その理由として松平家の売立目録『某御華族御蔵器入札売立』には、『土屋蔵帳』に所載される寸松庵色紙(重要文化財。泉屋博古館蔵)や、茶壺「山笠井壺」が確認できるものの、『御手許御道具覚』には記載されなためである。

- (11) ただし『徳川実紀』および『寛政重脩諸家譜』の記述では忠愛が拝領した。しかし実際の拝領者は忠周となる。

- (12) 前掲注(9)。
- (13) 高橋義雄編『大正名器鑑』第二編、寶雲舎、一九二一年、四三―四五頁。

- (14) 川上宗雪監修、谷見編『川上小白茶会記集』中央公論新社、二〇一九年、五五二頁。

なお、この茶会記について八尾嘉男氏の改題では底本を三井文庫所蔵本とし、校合本としてカリフォルニア大学分校附属図書館本(以

下、パークレイ本)であると紹介する。まず底本とした三井文庫所蔵本は松平伊勢守(康郷)、次に校合本としたパークレイ本では伊賀守とある。そこで伊賀守家の「御手許道具控」を確認すると「初音茶碗」として所載される点から、この茶会記についていえばパークレイ本の通り伊賀守による茶会記であると判断される。

- (15) なお現在の冬木家の協力により系図および過去帳を確認したところ、没年齢はそれぞれ五十九歳、五十一歳とあるため、現時点では二つの没年齢を表記する。

- (16) 千宗室等編『茶道古典全集』第十二巻、淡交社、一九六二年、三三五頁。

- (17) 古谷稔「新資料の藤原定家筆「熊野懐紙」と「和歌懐紙」『泉屋博古館紀要』第十二巻、一九九六年、七七―九二頁。

- (18) なお本作品は小堀遠州より出るとあるが、『遠州蔵帳』および遠州の茶会記では使用が確認できない。なお赤星家の売立目録では単に名物と記載されるが、中興名物の意である。

- (19) 作品の詳細については次の文献に詳しい。

梶山博史「表紙解説 染付松竹梅図茶碗」『茶道の研究』通号七六四号、二〇一九年、四六―四八頁。

- (20) 玳皮盞天目および台は寛政四年に朽木家に譲渡されたとされるが、その後は松平家が所蔵する。

- (21) 前掲注(14)。川上宗雪監修、谷見編『川上小白茶会記集』。四四二頁。

- (22) 高橋義雄編『大正名器鑑』第四編、寶雲舎、一九二一年、一九―二〇頁。

本茶人は遠州による箱墨書から別銘を「山桜」という。

- (23) 松平家が所蔵した冬木屋旧蔵品のうち、本家旧蔵品が多く確認でき、松平家が本家より入手していたことになる。ただし、これらの

- 作品を特定の時期に一括購入したとは断言できない。
- (24) 展覧会図録『土屋家の茶の湯』土浦市博物館、一九九二年、八三—八八頁。
- 同書の「土屋家茶道具目録」では文献より伝来が明記される。このうち伊賀守家に伝わった作品の多くは寛政期として表記される。ただし明確な時期は特定できていない。なお同書中、「漢作唐物大海茶入 銘山桜大海」が伊賀守と表記されるが、正しくは松平和泉守である。伊賀守家では「三国茶入（別銘山桜）」を所蔵した。
- (25) 宮武慶之「江戸時代後期の冬木屋所蔵品と周縁―『字米廻記』を起点として―」『人文』第二〇号、二〇二二年、四〇九—四二八頁。
- (26) 高橋義雄編『大正名器鑑』第六編、寶雲舎、一九二二年、一〇八頁。
- (27) 本作品については『國華（第一四六号）』（一八八九年）で、狩野元信筆「夢想天神図」として紹介される。なお模写が東京藝術大学大学美術館に数件所蔵される。
- (28) 喜多村節信による『きまのまにまに』には次のような記述がある。彼目録に梅くさり天神、古法眼が筆とかや、それハ所蔵の人沢清とか記せり実は鳥羽や清右衛門也
- (29) 宮武慶之「竹木屋五兵衛について」『人文』第一八号、学習院大学人文科学研究所、二〇二〇年、二三五—二四六頁。
- (30) 鳥羽屋道樹については以下の論考に詳しい。
- 宮武慶之「鳥羽屋道樹」『研究紀要』第三〇号、野村文華財団、二〇二一年、一八一—一三三頁。
- 宮武慶之「鳥羽屋道樹（二）―江戸での交流と収集の姿勢―」『研究紀要』第三一号、野村文華財団、二〇二二年、一八一—三二頁。
- (31) 本幅は『大正名器鑑』編纂時に馬越恭平が所持したのち、後藤家に譲渡された。
- (32) 筆者を松平忠常とするのは『泉屋博古 茶道具』（二〇二二年、泉屋博古館）。
- (33) 全ての所蔵品に次第を整えた形成が確認できるわけではなく、冬木屋旧蔵品である「赤織部茶碗」（香雪美術館蔵）には、定家様の書付はない。
- (34) 松山吟松庵『つれづれの友』（慶應義塾大学所蔵）には次のような記述がある。
- 明治廿五年五月二十九日ヨリ六月一日マテ星ヶ岡茶寮ニ於テ川村傳衛氏蔵品入札アリ 三井銀行引請
- (35) 高橋箒庵『近世道具移動史』慶文堂書店、一九二九年、九六一—一〇〇頁。
- (36) 二首懐紙は大正六年に行われた赤星家の売立に出品が確認できる。その後、住友家が入手し大正十年十一月二十四日の茶会で使用される（『大正茶道記』）。
- (37) 時期を明確にすることはできないものの川村家が、当時の松平家当主忠禮との金融により、家伝の作品を預かった可能性が高い。なお『近世道具移動史』や証文等の記述以外の「川」の表示のある作品の多くは赤星家の所蔵品となっている。
- (38) 前掲注（13）。
- (39) 田中友道「上田―武家と町人の茶」信毎書籍出版センター、一九九八年四八―五一頁。
- これらの以外の作品では、松平家が廃藩置県後に東京に移住する際、その資金の見返りに上田領民に与えた作品もあり、近代に至り流出した。

## ENGLISH SUMMARY

**The Formation of the Matsudaira Iga-no-Kami Family Collection:  
Focusing on the Movement of Meibutu-Dougu.**

MIYATAKE Yoshiyuki

The Matsudaira Iga-no-Kami family, the feudal lord of Ueda, is known to have owned many works of art, including a Katawakuruma-makeraden-tebako (a national treasure). However, the formation of the family's collection has not been clarified due to a lack of data.

As a new source of information, we focused on the "Otemoto-odougu-hikae" (owned by the Ueda City Museum), which is a storehouse book of the family's tea ceremony utensils. Although there are only seventy-eight items listed in this collection ledger, it contains two national treasures and one important cultural property and one important art object. The history of these tools can be roughly classified into three categories: items received from the Shogun, items formerly owned by the Fuyukiya Ueda family, a lumber merchant in Edo, and items formerly owned by the Tsuchiya family, the feudal lord of Tsuchiura. In particular, many of the chu-ko-meibutu from the former collection of the Fuyukiya Honke had been moved to the Iganokami family. Since the acquisition of these tools was naturally deeply related to the trends surrounding art works in Edo at that time, we focus on the movements of the third feudal lord Matsudaira Tadayori and the fourth feudal lord Tadamasu. This paper uses the "Otemoto-dougu-hikae" as a starting point to clarify the formation of the collection and the relationship between the Iga-no-kami family heads and the culture of the tea ceremony, and also discusses the movement of art objects in the modern period.

*Key Words:* Matsudaira-Iganokami, Fuyukiya Ueda Family, Chu-ko-meibutu, Kawakami Fuhaku, Chanoyu Culture